

藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例施行規則

令和5年3月23日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例（令和5年藤沢市条例第35号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(支援措置の適用除外)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める建築物又はその部分は、藤沢市市街地再開発事業補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた建築物又は建築物の住宅の用に供する部分とする。

(支援措置適用の申請等)

第4条 条例第5条第1項に規定する申請は、藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進支援措置申請書を市長に提出して行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援措置の適用の適否を決定して申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第5条 条例第6条の規定による報告は、同条に規定する期間中の毎年1月1日から同月31日までの間に、その前年の同条に規定する支援対象建築物（以下「支援対象建築物」という。）の状況について藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進支援措置に係る状況報告書により行うものとする。

(支援措置の適用の承継等)

第6条 条例第8条の規定による支援措置の適用の承継をしようとする者は、当該支援対象建築物の所有権を取得した日から30日以内に、藤沢駅前街区官民連携

まちづくり促進支援措置承継申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有権を取得した事実及び期日を証する書類

(2) 承継しようとする者が納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援措置の適用の承継の適否を決定して申請者に通知するものとする。

(支援措置の取消し)

第7条 市長は、条例第9条の規定により支援措置の適用を取り消したときは、条例第6条に規定する適用者（支援対象建築物を譲り渡した者を含む。）にその旨を通知するものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに適合認定を受けた建築物については、条例第6条に規定する期間が終了するまでの間、なお従前の例による。